

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄 (1 Gbit/s タイプに限ります。)に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。 イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。 イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

附 則 (令和4年3月31日東相制第21-00110号)
この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。